平成 29 年度版
安曇野市環境活動レポート

（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

名水百選「安曇野わさび田湧水群」

平成 30 年 7 月

目次

1　組織の概要.....1

2　対象範囲.....6

3　環境方針.....7

4　環境目標と実績.....8

5　環境活動計画と取組結果.....12

6　次年度の目標.....24

7　環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....26

8　全体評価と見直しの結果.....33

1　組織の概要

■市の概要

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置しており、西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの海抜 3,000 m級の雄大な北アルプス連峰がそびえ立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川となり日本海へ注いでいます。

また、北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となってこの地を潤しています。

面積は、331.78km2 で「安曇野」と呼ばれる海抜 500 ～ 700 mのおおむね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊かな歴史、文化をたたえています。

年間平均気温は 11.4℃で、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は厳寒でも積雪は少なく、年間降水量は、全国平均を大きく下回ります。

■事業者及び代表者

・事業者名：長野県安曇野市役所
・代表者氏名：安曇野市長　宮澤　宗弘
・所在地：長野県安曇野市豊科 6000 番地

■環境管理担当課（事務局）

・市民生活部　環境課　環境政策係
　電話（代表）　0263-71-2000（内線 2222・2223）
　　（直通）　0263-71-2492
　ファックス　0263-72-3176
　電子メール　kankyou@city.azumino.nagano.jp

■事業規模

（１）一般会計の状況

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額[千円]	43,960,000	41,740,000	42,700,000	41,370,000
決算額[千円]	42,383,427	41,286,375	40,927,375	未決

（２）職員数の状況

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
職員数[人]	747	734	733	734
再任用・非常勤職員数[人]	722	726	758	743
全職員数[人]	1,469	1,460	1,491	1,477

■安曇野市組織図（平成 29 年４月１日時点）

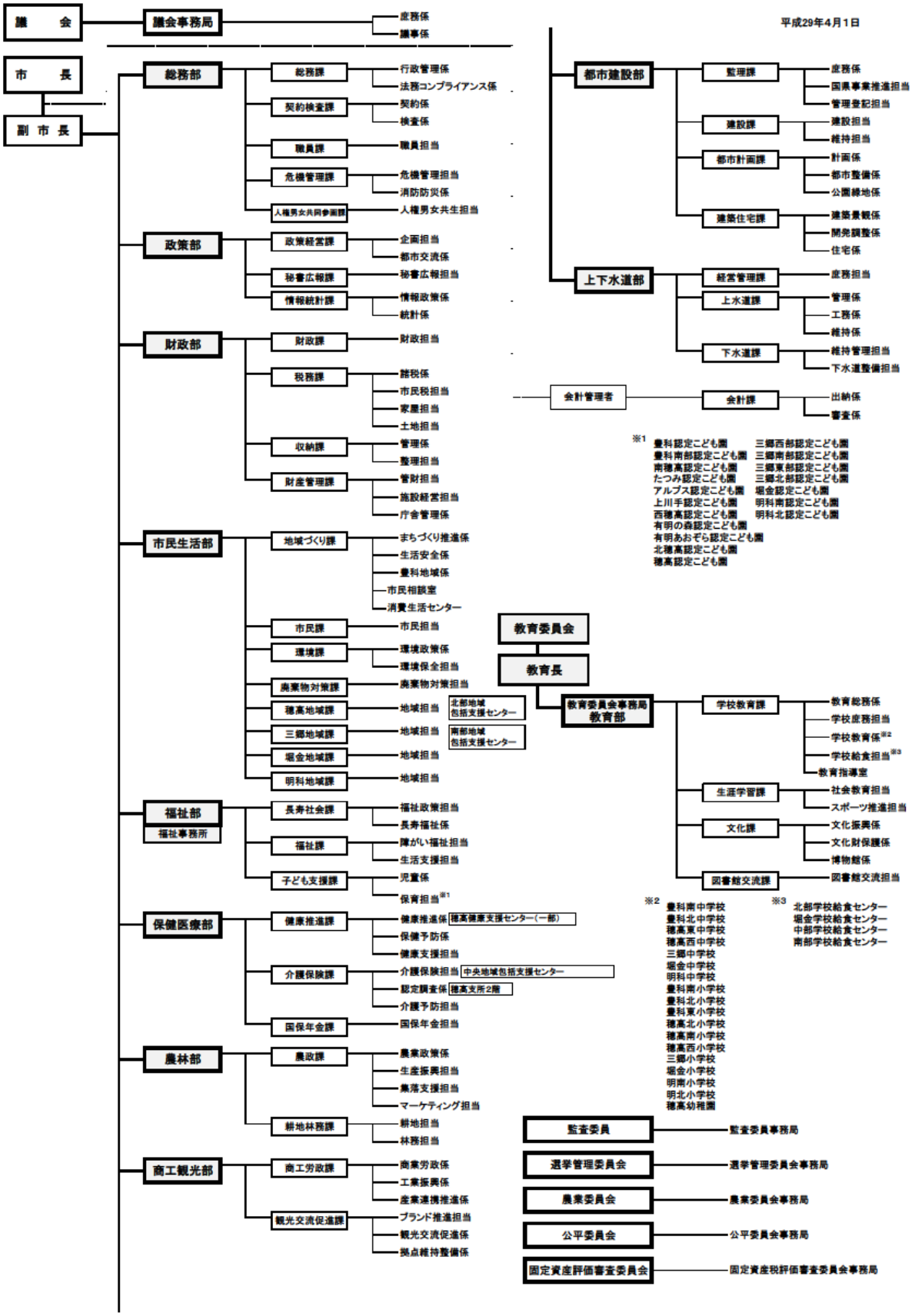

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
議会事務局	本会議に関すること。
総務課	条例、規則等の制定、改廃及び審査に関すること。
契約検査課	契約事務の総括に関すること。
職員課	職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務に関すること。
危機管理課	危機管理に係る総括、企画及び調整に関すること。
人権男女共同参画課	人権施策に関すること。 男女共同参画施策の推進に関すること。
政策経営課	特命事項に関すること。 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
秘書広報課	秘書に関すること。 広報活動の企画及び調整に関すること。
情報統計課	情報施策及び電算業務の企画立案、調整及び推進に関すること。
財政課	財政計画の策定及び調整に関すること。
税務課	税務事務の総合的企画及び税制に関すること。
収納課	収納管理に関すること。

課・局名	主な事業活動
財産管理課	普通財産の管理、取得、貸付、処分、境界立会い及び登記に関すること。 庁舎管理に関すること。
地域づくり課	協働のまちづくり及びコミュニティ活動の総合調整及び支援に関すること。
市民課	戸籍に関すること。 住民基本台帳に関すること。
環境課	環境施策の企画及び推進に関すること。
廃棄物対策課	一般廃棄物に関する清掃計画及び資源化計画に関すること。
穂高地域課	地域市民の相談及び要望の処理並びに連絡調整に関すること。
三郷地域課	
堀金地域課	
明科地域課	
長寿社会課	地域福祉の企画及び推進に関すること。
福祉課	心身障がい者の福祉対策の企画及び推進に関すること。
子ども支援課	子ども・子育て支援に関すること。

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
健康推進課	健康推進の企画及び調整に関すること。
介護保険課	介護保険事業の企画及び運営に関すること。 介護保険料の賦課、収納管理に関すること。
国保年金課	国民健康保険の資格に関すること。 後期高齢者医療広域連合との調整等に関すること。
農政課	農業振興に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
耕地林務課	土地改良事業の計画、調整及び推進に関すること。 林業振興の企画及び調整に関すること。
商工労政課	商工業振興の企画及び総合調整に関すること。
観光交流促進課	観光交流人口拡大の取組に関すること。 観光拠点及び施設の整備に関すること。
監理課	国、県事業の調整に関すること。 道路及び河川の境界確認、登記上の管理に関すること。
建設課	道路、河川等の整備推進及び事業の実施に関すること。 道路の除雪及び融雪に関すること。
都市計画課	都市計画の調査、企画及び策定に関すること。
建築住宅課	建築確認に関すること。 景観づくりに関すること。

課・局名	主な事業活動
経営管理課	予算及び決算に関すること。
上水道課	水道事業総合計画に関すること。
下水道課	下水道事業の計画策定に関すること。 排水設備の普及促進に関すること。
会計課	決算の調製に関すること。 現金及び有価証券の出納管理及び記録に関すること。
学校教育課	教育委員会の会議に関すること。 就学、入学、転退学に関すること。
生涯学習課	社会教育事業に関すること。 スポーツ振興に関すること。
文化課	文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
図書館交流課	図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。
選挙管理委員会事務局	委員会の会議に関すること。 選挙の執行に関すること。
監査委員事務局	決算審査及び基金審査に関すること。
農業委員会事務局	農業委員会の会議運営に関すること。

※詳細につきましては、安曇野市 HP(https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/)をご覧ください。

■「エコアクション 21」庁内推進体制

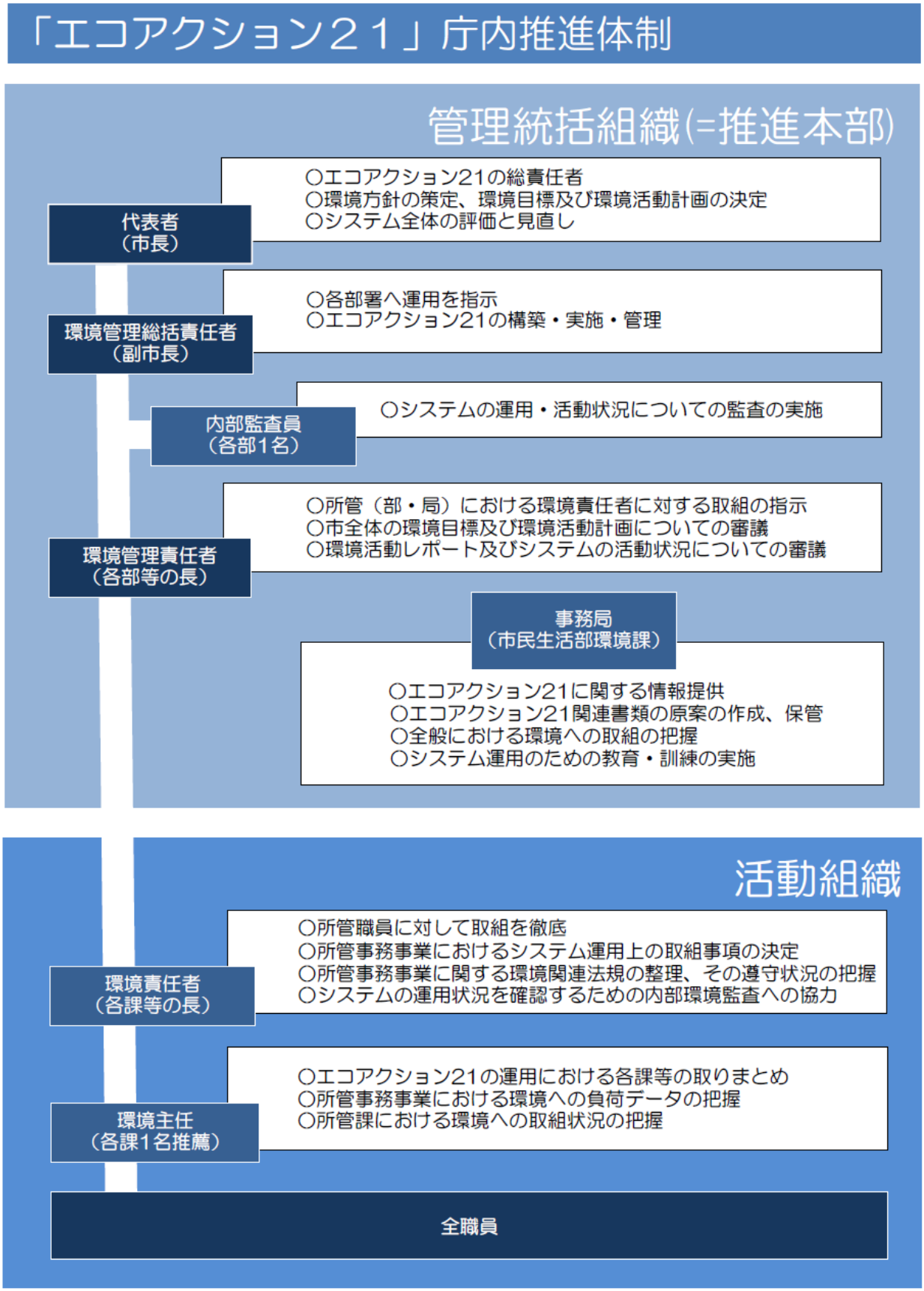

2　対象範囲

平成 29 年度エコアクション 21 における環境活動に取り組んだ施設は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>取組開始年度</th><th colspan="2">対象施設</th><th>対象施設数</th></tr>
<tr><td>平成 27 年度</td><td>庁舎等</td><td>安曇野市役所　本庁舎</td><td rowspan="19">55</td></tr>
<tr><td rowspan="5">平成 28 年度</td><td rowspan="3">庁舎等</td><td>安曇野市役所　三郷支所</td></tr>
<tr><td>安曇野市役所　堀金支所</td></tr>
<tr><td>安曇野市役所　明科支所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子育て施設</td><td>保育園（全 18 園）※H29 から認定こども園に移行</td></tr>
<tr><td>幼稚園（全１園）</td></tr>
<tr><td rowspan="14">平成 29 年度</td><td>庁舎等</td><td>安曇野市役所　穂高支所</td></tr>
<tr><td>健康づくり施設</td><td>穂高健康支援センター</td></tr>
<tr><td rowspan="9">生涯学習施設</td><td>穂高公民館・穂高総合体育館</td></tr>
<tr><td>堀金総合体育館</td></tr>
<tr><td>豊科公民館</td></tr>
<tr><td>豊科郷土博物館</td></tr>
<tr><td>豊科交流学習センター「きぼう」</td></tr>
<tr><td>穂高交流学習センター「みらい」</td></tr>
<tr><td>三郷交流学習センター「ゆりのき」</td></tr>
<tr><td>堀金図書館</td></tr>
<tr><td>明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」（図書館）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学校教育施設</td><td>小学校（全 10 校）</td></tr>
<tr><td>中学校（全７校）</td></tr>
<tr><td>給食センター（全４ヵ所）</td></tr>
</table>

平成 30 年度以降、新たに環境活動に取り組む対象施設については、以下のとおり予定しています。

<table>
<tr><th>取組開始年度</th><th colspan="2">拡大対象施設</th><th>対象施設数</th></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td rowspan="3">生涯学習施設</td><td>豊科勤労者総合スポーツ施設</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成 31 年度</td><td>三郷文化公園体育館</td><td rowspan="2">2</td></tr>
<tr><td>文書館</td></tr>
</table>

なお、指定管理者制度による管理施設においては、管理者の環境方針、管理状況及び契約期間を考慮しつつ、エコアクション 21 の適用について決定します。

3　環境方針

安曇野市環境方針

1　基本理念

安曇野市は、「安曇野市環境宣言」に基づき、人と自然が調和した生活環境をつくり、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、「地域」、「世代間」、「市民・事業者・行政」との連携によって、より良い安曇野の環境づくりに取り組みます。

2　基本方針

・ 豊かな自然と農業を育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。
・ 水と空気を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。
・ 身近な暮らしと社会を見つめ直し、資源やエネルギーを大切にした循環型社会を築きます。
・ 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。

3　基本的な取組

（1）自らの環境負荷を低減させる取組
　ア 電力・燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
　イ ３Ｒ(リデュース，リユース，リサイクル)の推進による、廃棄物の削減
　ウ 水資源の節減
　エ グリーン購入の推進

（2）地域の環境保全・創造に向けた取組
　ア 豊かな自然と快適な生活空間の維持、創出を目指す。
　イ 安全・安心な生活環境を守る。
　ウ 循環型社会の構築を目指す。

（3）環境関連法規制およびその他の要求事項の遵守。

平成 27 年 11 月　1 日

安曇野市長　宮澤宗弘

4　環境目標と実績

平成 29 年度の取組結果は以下のとおりです。なお、購入電力の排出係数は 0.513 を用いて算出しております。

【登録範囲全体】

二酸化炭素排出量（kg-CO2）	【平成 29 年度目標】 2,499,136	【実績】 2,610,738	【評価】 △(対目標比+4.47%)

【環境目標に対する取組結果（本庁舎）】◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

項目 【基準年度】平成 27 年度		【単年度目標】 平成 29 年度	【実績】 平成 29 年度	【評価】	【参考】 平成 28 年度
(1)温室効果ガス排出量 (kg-CO2)　1,101,906		1,067,388 (基準年度比-3.13%)	1,150,196	× (対目標比+7.76%)	1,162,735
	①電気使用量の削減 (kwh)　1,348,688	1,292,515 (基準年度比-4.16%)	1,368,690	× (対目標比+5.89%)	1,360,212
	②A 重油使用量の削減 (ℓ)　0	—	—	—	—
	③灯油使用量の削減 (ℓ)　39,986	38,321 (基準年度比-4.16%)	69,943	× (対目標比+82.52%)	67,967
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）　83,638	83,220 (基準年度比-0.5%)	77,395	◎ (対目標比-7.00%)	79,760
	⑤軽油使用量の削減 (ℓ)　44,281	44,060 (基準年度比-0.5%)	35,849	◎ (対目標比-18.64%)	42,069
(2)	水資源の節減 (総排水量(㎥))　5,791	5,767 (基準年度比-0.41%)	4,975	◎ (対目標比-13.73%)	5,120
(3)	廃棄物排出量 (t)　6.28	6.00 (基準年度比-0.83%)	7.46	× (対目標比+24.33%)	10.28
(4)	コピー用紙使用枚数 (枚：A4)　8,010,629	7,944,141 (基準年度比-0.83%)	7,880,000	◎ (対目標比-0.81%)	7,904,000
(5)	グリーン購入 1 課 2 品目以上	消耗品費予算額の 10%	【達成率】 111.6%	◎	【達成率】 90.9%

本庁舎については、冬期間に空調設備の不具合が発生したため石油ストーブを使用したことによる灯油使用量、冷暖房設備の使用による電気使用量が増加の主な要因です。昨年度と比較すると二酸化炭素の排出量は削減しましたが、廃棄物排出量とともに更なる削減が必要です。

なお、ガソリン・軽油使用量、水資源及びコピー用紙使用枚数は目標値を達成しました。

本庁舎は、平成 27 年５月に供用が開始し、３か年の実績値から設定目標についての課題が明らかになりました。

平成 28 年度取組開始施設

【支所（三郷、堀金、明科）における目標値】◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

項目		【基準年度】 平成 28 年度	【単年度目標】 平成 29 年度	【実績】 平成 29 年度	【評価】
(1)温室効果ガス排出量 (kg-CO2)		464,907	457,198 (基準年度比-1.66%)	497,463	× (対目標比+8.81%)
	①電気使用量の削減 (kwh)	886,975	872,163 (基準年度比-1.67%)	951,893	× (対目標比+9.14%)
	②灯油使用量の削減 (ℓ)	1,585	1,545 (基準年度比-2.5%)	1,520	◎ (対目標比-1.62%)
	③ＬＰＧ使用量の削減 (㎥)	92.80	92.80 (基準年度比-0%)	90.00	◎ (対目標比-3.02%)
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）	2,187	2,183 (基準年度比-0.2%)	1,929	◎ (対目標比-11.64%)
	⑤軽油使用量の削減 (ℓ)	108	107.88 (基準年度比-0.2%)	121	× (対目標比+12.16%)
(2)	水資源の節減 (総排水量（㎥))	2,619	2,615 (基準年度比-0.17%)	1,809	◎ (対目標比-30.82%)
(3)	廃棄物排出量（t）	5.77	5.75 (基準年度比-0.33%)	4.06	◎ (対目標比-29.39%)
(4)	コピー用紙使用枚数 (枚：A4)	423,830	422,431 (基準年度比 0.33%)	398,380	◎ (対目標比-5.69%)
(5)	グリーン購入	1 課 3 品目以上	消耗品費予算額の 10%	【達成率】131%	◎

支所については、電気使用量が増加しましたが、主な要因としては三郷支所では隣接に建設された交流学習センター「ゆりのき」の使用分、堀金支所では隣接の文書館・公民館講堂の改修工事の電気使用量が 29 年度のみ含まれているためです。また、３支所とも公民館との複合施設で、28 年度に比較して利用者数が合計で 21.6%増加（86,350 人から 104,841 人）していることも影響していると思われます。

なお、電気・軽油の使用量を除く項目は、目標を達成しました。

【子育て施設における目標値】　◎目標値達成、△目標値 5%以内、×目標値 5%以上

項目		【基準年度】 平成 28 年度	【単年度目標】 平成 29 年度	【実績】 平成 29 年度	【評価】
(1)温室効果ガス排出量 (kg-CO2)		947,269	929,850 (基準年度比-1.84%)	963,079	△ (対目標比+3.57%)
	①電気使用量の削減 (kwh)	1,173,782	1,154,219 (基準年度比-1.67%)	1,194,895	△ (対目標比+3.52%)
	②灯油使用量の削減 (ℓ)	79,415	77,827 (基準年度比-2%)	82,088	× (対目標比+5.47%)
	③ＬＰＧ使用量の削減 (㎥)	23,502	22,954 (基準年度比-2.33%)	23,421	△ (対目標比+2.03%)
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）	508	500 (基準年度比-1.67%)	0 (本庁舎含むため)	◎ (対目標比　皆減)
(2)	水資源の節減 (総排水量（㎥))	56,130	55,569 (基準年度比-1%)	46,819	◎ (対目標比-15.75%)
(3)	廃棄物排出量（t）	106.49	103.65 (基準年度比-2.67%)	105.10	△ (対目標比+1.40%)
(4)	コピー用紙使用枚数 (枚：A4)	273,508	273,508 (基準年度比 0%)	231,864	◎ (対目標比-15.23%)
(5)	グリーン購入	1 課 3 品目以上	消耗品費予算額の 10%	【達成率】122%	◎

子育て施設においては、冷暖房使用が主な要因で電気・灯油使用量が増加しました。

二酸化炭素排出量における前年度との比較（対象施設毎）

(kg-CO2)

施設名称	平成29年度使用量 二酸化炭素排出量	平成28年度使用量 二酸化炭素排出量	増減 H29-H28	対前年度 H29/H28	順位
本庁舎	1,150,196	1,162,735	-12,539	98.9%	5
三郷支所	144,948	115,582	29,366	125.4%	23
堀金支所	250,272	248,831	1,441	100.6%	8
明科支所	102,243	101,431	812	100.8%	10
豊科認定こども園	56,662	54,491	2,171	104.0%	17
豊科南部認定こども園	51,650	48,873	2,777	105.7%	18
南穂高認定こども園	55,080	56,889	-1,810	96.8%	4
たつみ認定こども園	35,215	31,065	4,151	113.4%	22
アルプス認定こども園	38,272	37,554	719	101.9%	11
上川手認定こども園	47,794	46,767	1,027	102.2%	14
西穂高認定こども園	71,694	76,847	-5,153	93.3%	3
有明の森認定こども園	55,025	55,416	-391	99.3%	6
有明あおぞら認定こども園	61,559	59,455	2,103	103.5%	16
北穂高認定こども園	41,076	39,940	1,136	102.8%	15
穂高認定こども園	59,913	59,924	-11	100.0%	7
三郷西部認定こども園	30,350	32,989	-2,639	92.0%	2
三郷南部認定こども園	53,687	50,679	3,008	105.9%	19
三郷東部認定こども園	43,872	48,310	-4,438	90.8%	1
三郷北部認定こども園	44,077	43,228	848	102.0%	12
堀金認定こども園	99,871	92,859	7,012	107.6%	20
明科南認定こども園	41,670	37,346	4,324	111.6%	21
明科北認定こども園	44,006	43,684	322	100.7%	9
穂高幼稚園	31,605	30,954	651	102.1%	13

本庁舎における推移

（1）二酸化炭素排出量［kg-CO_2］

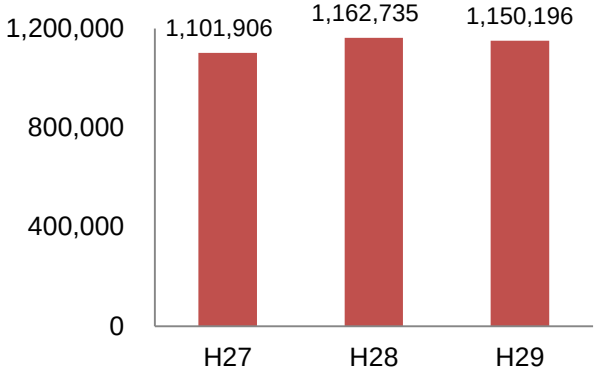

（1）①電気使用量の削減（kwh）

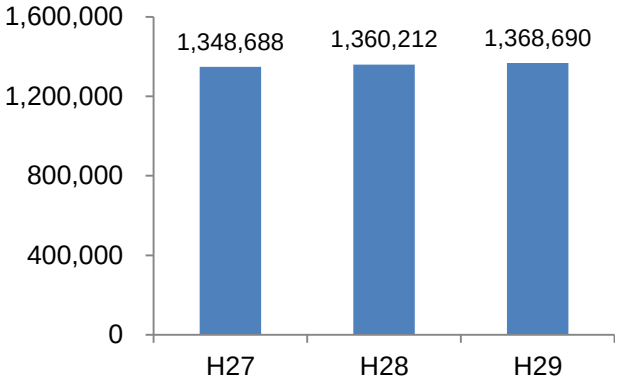

（1）③灯油使用量［ℓ］

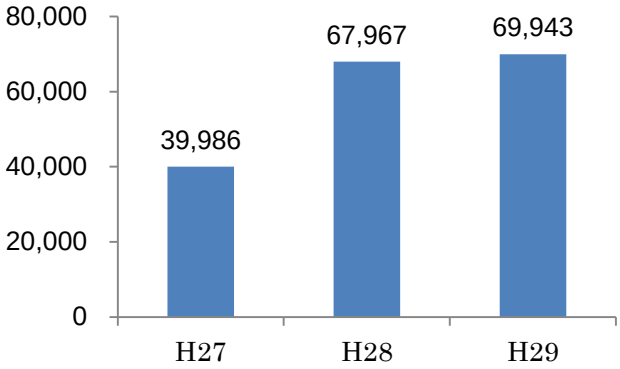

（1）④ガソリン使用量［ℓ］

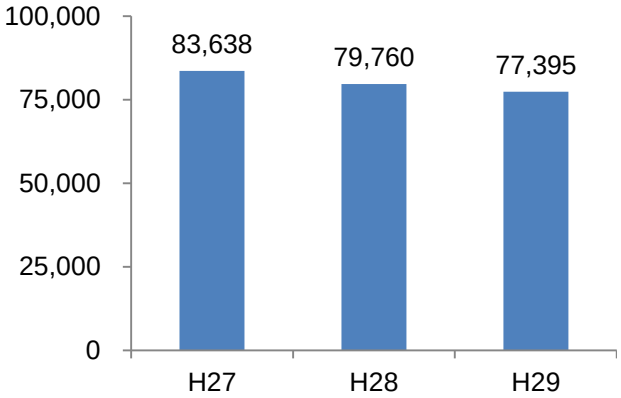

（1）⑤軽油使用量［ℓ］

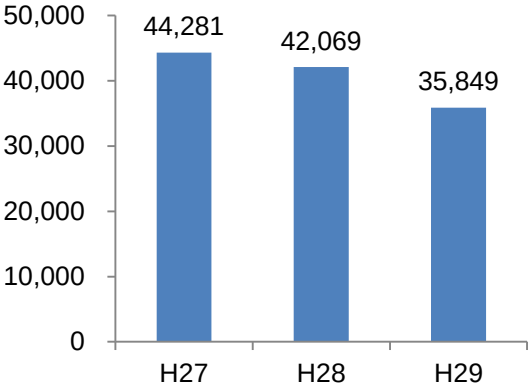

（2）総排水量［㎥］

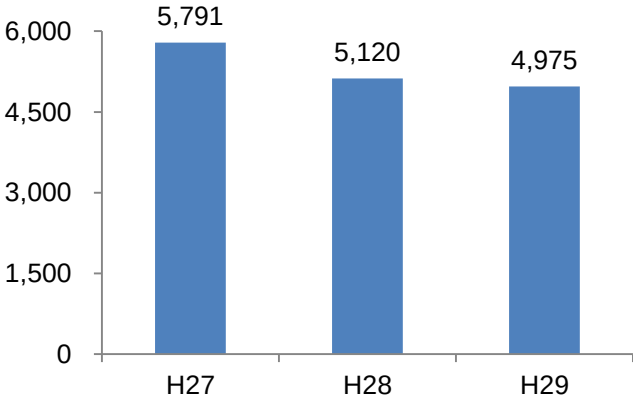

（3）廃棄物排出量［ｔ］

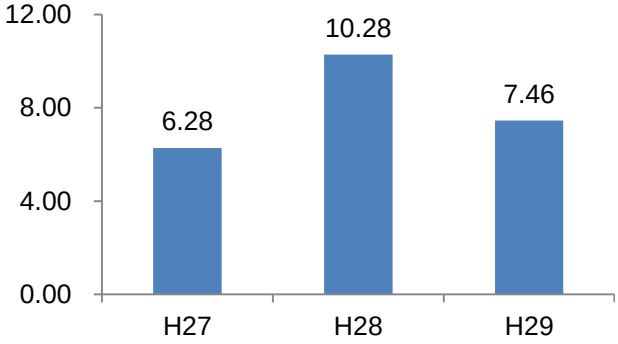

（4）コピー用紙使用枚数［枚］

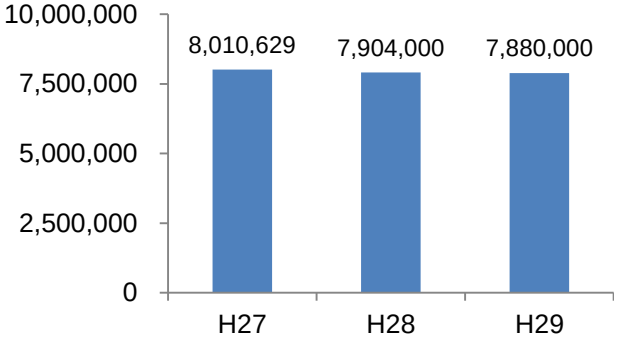

５　環境活動計画と取組結果

５－１　環境活動計画

①共通取組

事務・事業活動と身近に関わる事項について、以下のとおり取組項目を定め、この項目に基づき、個別に取組内容・目標、活動内容を設定し、PDCA を実施しています。

項目	施策
温室効果ガス 排出量の削減	○電気使用量の削減を図る。 ①　昼休み時の事務室等の不要な照明の消灯 ②　時間外勤務時は，必要最小限の照明 ③　ＯＡ機器等の不使用時の電源カット ④　空調設備の適切な温度設定(冷房 28℃、暖房 20℃) ○　一斉定時退庁日の徹底を図る。 ○　夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビスの実践。 ○　用紙類の使用量の削減を図る。 ①　会議資料の簡素化、資料の共有化の徹底 ②　両面コピー、縮小コピーの活用 ③　ミスコピー、使用済み用紙の裏面利用 ④　コピー終了後のリセット ○　公用車燃料（ガソリン・軽油）の削減を図る。 ①　経済運転（効率的な運行計画及び運行経路の実践、アイドリングストップ） ○　灯油の使用量の削減を図る。 ○　省エネルギー・新エネルギーの推進について、市職員の意識向上及び市民への普及啓発を図る。
水資源の節減	○　節水思想の普及を図る。 ○　節水の実践
廃棄物排出量の削減	○　ごみの分別収集を推進。 ○　３Ｒ(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図る。 ○　無駄な紙の使用量の削減とＩＴ化の推進。 ○　公文書廃棄にあたっての資源化の推進。
グリーン購入の推進	○　グリーン購入の周知徹底と推進を図る。 ○　適正、適量調達を図る。

②個別取組

平成 26 年に「安曇野市環境基本計画」を補強する計画として策定された、「第二次安曇野市環境行動計画」に基づき、11 の重点プロジェクトを設定し、安曇野市環境基本計画推進会議による進捗具合の点検・評価を行いながら各事業の推進と実践を進めています

※詳細な取組項目とその評価は安曇野市 HP 内 年次計画書

（https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/16/10191.html）をご覧ください。

５－２　環境活動計画における取組結果について

①各課における取組結果とその評価

取組結果は以下のとおりです。この結果を踏まえ、次年度の取組内容を定めます。

（評価区分：◎…よくできた、○…だいたいできた、△…あまりできなかった、－…該当事項なし外）

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
議会事務局		①録画映像閲覧数の増加（「アクセス数を前年（前回）よりも50件多くする」等を目標）	議会だよりや市議会ホームページなどを通じた広報	○	○
		②市議会だよりの内容を分かりやすくすることで問い合わせや窓口業務を減らす	広報特別委員会による議会だよりの編集	○	○
総務部	総務課	①廃棄文書等の再資源化について年2回、職員に周知する。	保存年限の経過した文書を廃棄する際に全庁周知する	◎	－
			年末において文書類を廃棄する際に全庁周知する	－	◎
		②委員会資料の両面化の実施（実施率 90%を目標）	印刷時の両面化実施	◎	◎
		③会議の開催時に出席者へのクールビズ・ウォームビズの呼びかけ	開催通知にて呼びかけ	◎	◎
	契約検査課	①入札参加業者に配布する仕様書等を、ホームページに掲載することにより紙の削減を図る。（目標：全通知案件の 90%以上）	仕様書の HP への掲出	◎	◎
		②発注する建設工事及び関連業務委託について、電子入札の利用を拡大する。（目標：全入札の5%以上）	電子入札の実施	◎	◎
		③現地検査に出向く場合に、乗合による公用車の利用に努める。（目標：全検査の 50%以上）	乗合による公用車利用	◎	◎
	職員課	①毎週水曜日の定時退庁の推奨「インフォメーションによる職員周知　週1回」	毎週水曜日の業務開始前にインフォメーションで定時退庁及び不要な照明の消灯、パソコンのシャットダウンを呼びかける。	◎	◎
			一斉定時退庁の合図として、毎週水曜日の午後5時 15 分に「みんなのあづみの」を本庁舎で館内放送する。	◎	◎
		②公用車の交通安全講習会にてエコドライブの推奨	全職員対象の公用車交通安全講習会にて、職員課からエコドライブの推奨についてお願いする。	◎	－
	危機管理課	①賞味期限前の備蓄保存水を防災訓練に使用（目標：当該年度に賞味期限切れとなる備蓄保存水の全て）	賞味期限前の備蓄保存水の有効利用	◎	◎
		②消防団への貸与被服等の再利用（目標：退団者の貸与被服のうち継続して利用可能な程度の物の全て）	消防団貸与被服等の再利用	◎	◎
	人権男女共同参画課	①使い捨てにならない啓発物の購入 or リサイクル原料を使用した啓発物の購入（「全啓発物中、2 品で実施」等を目標）。	資源の利活用	◎	－
		②会議資料の両面印刷	ペーパーレスに寄与	◎	◎
		③離席時に PC を閉じる	電気使用量の削減	－	○
政策部	政策経営課	①実施計画等の資料の両面化の実施（100%目標）	印刷時の両面化実施	◎	◎
		②消耗品グリーン購入の徹底化	消耗品グリーン購入の実施	○	○

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		③庁議(政策会議・部長会議)等の会議資料等の電子データ化及び電子黒板等による説明等の実施(100%目標)	電子データによる会の議実施	◎	◎
	秘書広報課	①掲載する情報や掲載方法の見直し行い、ページ数を通常版は 36～40 ページに、お知らせ版は 8～12 ページに抑える	通常版のページ数を 36～40 ページにする。	◎	◎
			お知らせ版のページ数を 8～12 ページにする。	○	○
		②HP 掲載依頼は、原則、システム上とし、紙による掲載依頼を省く(各課から秘書広報課へコンテンツ作成依頼する場合を除く)	HP 掲載依頼は、原則、システム上にする。	◎	○
		③グリーン購入品目を5品目購入する	グリーン商品を市の努力目標数3つ以上の数を設定し、積極的に購入する。	◎	◎
政策部	情報統計課	①機器の調達の際グリーン購入法に適合する用品の調達を行う。(または仕様書に取り入れる)(機器中 70%以上の適用を目標とする)	機器調達時にグリーン購入法適合品であることを仕様書に記載	◎	◎
		②退庁時や一定以上の時間離席する場合などに機器類の電源をオフにすることを啓発(年 2 回)	グループウエア掲示板を利用して周知する	◎	◎
財政部	財政課	①節電(課員全員の取組)	パソコン待機電源の節電(退庁時パソコンの主電源を切る)	○	○
		②コピー用紙の削減(課員全員の取組)	業務参考資料印刷の N アップ・両面印刷	◎	◎
	税務課	①電子申告制度の推奨(給与支払報告書の電子データによる提出率 48%目標)	電子申告制度のPR	△	－
		②週末退庁時に基幹系プリンターの主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	最終退庁者が実施する。	○	－
	収納課	①随時、一斉催告・督促状等の印刷を減らすことによる紙資源の消費量の削減を図る。発行件数の削減目標(対前年度比):催告書 5%、督促状 3%減。	催告書発送枚数の削減	△	△
			督促状発行枚数の削減	◎	◎
		②グリーン購入法適合商品の購入に努める。	グリーン購入法適合商品の購入	○	○
	財産管理課	①冷暖房の適正管理(設定温度、定期点検、職員への切り替え周知)(目標:年2回以上掲示板にて周知)	クールビズの周知実施	◎	－
			ウォームビズの周知実施	－	◎
			本庁舎内の設定温度管理と切替え周知	○	○
		②公共施設への省エネ設備の導入	設計時における省エネ化を目指した技術的助言を実施。	○	○
		③不要となった市有財産(土地・建物)の処分(年間 20 件の処分)	土地建物物件売り払い、払下げ。	△	○
			公用車の売り払い。	◎	－
市民生活部	地域づくり課	①各種資料の両面化の促進とともに、全区に対しても資料の両面化を啓発する。	各種資料印刷時の両面化の促進	○	－
			全区へ印刷時の両面化を啓発	◎	－
		②アルプス花街道において参加団体数を増やす。	アルプス花街道の活動の PR	○	－
			参加団体の勧誘	○	－
		③豊科(高家・田沢・光)、穂高(穂高・柏原・北穂高)地域を対象とした既存防犯灯のLED化(LED化工事進捗率 100%)	LED化更新工事	◎	－
			市内全域を対象としたLED化の推進	○	－
	市民課	①機密文書以外の用紙をリサイクルし、廃棄する紙量を減らす。	機密文書以外の用紙をリサイクルする。	◎	◎
		②消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	消耗品のグリーン購入	○	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
	環境課	①ノーマイカー通勤ウィークの取組を周知・協力依頼し、出退勤時の温室効果ガスを低減する。（目標：延べ参加人数 1000 人）	ノーマイカー通勤ウィークの実施	◎	－
		②環境フェアの実施（目標：出展者数、64 団体以上）（目標：来場者数　計 2,000 人以上）	開催案内の実施	○	－
			環境フェアの開催	－	○
			今年度の反省および次年度の企画検討	－	◎
		③自然観察会の実施（目標：全3回、延べ 60 人以上）	開催案内の実施	○	◎
			自然観察会の実施	◎	◎
		④第2次安曇野市環境基本計画の策定（目標：計画の策定）	パブリックコメントの実施	－	◎
			庁内、庁外会議の実施	－	◎
	廃棄物対策課	①リサイクル自転車の頒布会を年度中 2 回実施	10 月の環境フェア時及び 3 月の領布会に向け、リサイクル施設に持ち込まれた自転車の整備・修理を委託し、準備する	○	－
			リサイクル自転車の頒布会の実施	－	◎
			頒布会に向け、リサイクル施設に持ち込まれた自転車の整備・修理を委託し、準備する	－	◎
		②広報紙等によるごみ減量・資源化の啓発	ごみ減量・資源化に関する記事を広報紙に掲載する	○	◎
			ごみカレンダーの作成・配布	－	○
	穂高地域課	①地域区長会における資料の両面化の実施（全4回　実施率 80%以上を目標）	穂高地域区長会資料の両面印刷	◎	－
		②納涼祭会場におけるゴミ分別収集並びに開場清掃の実施	イベント会場での排出ゴミの分別収集	◎	－
			イベント会場の清掃	◎	－
		③毎朝の穂高支所外周の清掃活動の実施 排出ゴミの分別収集	当番制による勤務日朝における清掃活動	◎	－
	三郷地域課	①始業時間前や昼休み等消灯を徹底。空調は適正温度に保ち、使用電気使用量の削減を心がける。	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	－
			室内温度をこまめに確認し、適正温度にする	◎	－
		②区長会等の資料やコピー・印刷物の両面印刷・裏紙利用しミスコピーしないよう努め紙の有効利用を心がける	区長会会議資料等を両面印刷	◎	－
			両面コピーや両面印刷・裏紙印刷の周知と協力を依頼	◎	－
		③ノーマイカー通勤ウィークの取組みを　周知・協力依頼。温室効果ガスを低減に努める。	ノーマイカー通勤ウィークを実施	◎	－
		③始業時間前や昼休み等消灯を徹底。空調は適正温度に保ち、長時間使用しない時はパソコンのふたを閉じ使用電気使用量の削減を図る	始業前・昼休みの消灯徹底。長時間使用しないパソコンのふたを閉じる周知。	－	◎
			室内温度をこまめに確認。適正温度に保つ。	－	◎
		④ウオームビズ推進と緑の植物を育てることで空気浄化・乾燥を防ぐ効果を図る	掲示等で周知推進	－	◎
			空気浄化・湿度を促す（酸素を放出する植物を育てる）	－	◎
	堀金地域課	①始業前・昼休みの消灯の徹底。施設内の空調温度を適正に保つ取組の徹底などで、電気使用量の削減を図る。	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
			空調温度を適正に保つ取組の徹底	◎	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		②ごみの出し方手引きに基づく分別の徹底によるごみの資源化と廃棄物の排出削減。	ごみ分別の徹底	◎	◎
			機密文書の溶解処理	－	○
		③緑のカーテンの遮光による夏場の節電対策。	緑のカーテンの実施	◎	－
		④ウォームビズへの積極的参加。職員・来庁者への周知と協力依頼。	掲示等による周知と協力依頼	－	○
	明科地域課	①来庁者や公民館利用者が、快適に施　設を利用できるように庁舎内の適正な　温度調整を図りながら、節電に努める　（目標：最大需要電力 60kw 以下）	公民館利用者に節電の周知をすると共に貸館内の適正な温度調整の協力を依頼	◎	－
			始業前・昼休みの消灯の徹底や室内温度を細目に確認し、適正温度を維持	◎	－
		②区長会等の資料やコピー・印刷物の　両面化を実施する　（ペーパーレス化も考慮）	区長会会議資料等を両面化印刷（年 6 回の会議時）	◎	－
			両面コピーや両面印刷の周知と協力を依頼	◎	－
		③ノーマイカー通勤ウィークの取組みを　周知・協力依頼し、温室効果ガスを低減する（目標：延べ参加人数 15 人）	ノーマイカー通勤ウィークを実施	○	－
福祉部	長寿社会課	①OA機器及び、コピーに関する節約を図る	外出時PC画面を閉じる。帰宅時プリンターの電源を切る	○	○
			コピー用紙の再利用。カラーコピーに頼らない。複数枚のコピーの配置で1枚に収める等。	○	○
		②ノーマイカー通勤の実施（目標各自週1回以上）	徒歩、相乗り、自転車等の手段で通勤	△	△
		③指定管理施設の節約の徹底	社協の指定管理施設が多いので、光熱水費及び用紙の節約強化を連携して行う。	○	○
	福祉課	①ケースワーク相談時等のエコドライブ推奨（ひと月のガソリン給油量を 270.0ℓ 以下とする。）	エコドライブを心がける	○	○
		②30枚以上コピーが必要な場合、印刷機を利用する。（印刷した枚数を集計することで、コピー機を使用しないで省エネに寄与した実績数値とする）	印刷機の利用	○	○
			無駄なコピーをしない	○	○
	子ども支援課	①窓口来庁者向けのカウンターに環境に関する啓発チラシを挟み込む（年 12 回内容変更）	啓発チラシによる広報	○	○
		②事務室後方スペース用照明の、昼食時の消灯を徹底する。	照明用電気料の節減	○	○
	子ども支援課 保育園、幼稚園 （抜粋）	①環境に関連する絵本・紙芝居の　読み聞かせを行う（目標：年間通して実施）	読み聞かせの実施	○	○
			自分たちのいる環境を知り、できることを考える	○	○
		②クラスごと身近な「もったいない」について話し合い、年齢にあったやり方で実践する（目標：年間通して実施）	物を大切にすることを知る	◎	◎
			個々にあった配膳をし、給食で配膳されたお皿のおかずをきれいに食べるようにする	◎	◎
		③野菜の栽培し、収穫・調理体験を行う（目標：栽培は2歳児以上全クラス、調理は年齢に合わせて年1～2回）	栽培種の選定・植え付け	◎	－
			野菜の世話・収穫・調理	◎	◎
		④廃材やチラシ、雑紙等の利用の工夫。	給食やおやつで出る容器など、クラスで集めて、工夫して使える機会を作る。	○	○
保健医療部	健康推進課	①　各種検診等の通知や内部会議資料は両面印刷し、使用する紙を減らす。（「実施率95%」等を目標）	各種検診等通知送付・内部会議資料作成時	◎	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		② 休日当番医の案内を広報・ホームページ・新聞等の媒体を使うことで、業務効率をあげる。(問合せ件数を月 1 件以内を目標)	毎月と変更時	◎	◎
	介護保険課	① 地域の介護予防事業を推進し、同事業延べ参加者数の増加に取り組む(平成 29 年度:7,300 人)	一般介護予防教室を行う	◎	◎
			認知症サポーター養成講座や市民向け講演会等の機会に、介護予防事業の紹介を課全体として取り組む。	◎	◎
		② ①での資料を両面印刷や2アップ等、工夫を行う。また余った資料もリサイクルとする。(◎:3 回、〇:2 回、△:1 回、＼:該当なし)	資料のエコ化とわかりやすさの工夫を行う	◎	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	〇	〇
		③ 消耗品のグリーン購入の推進をはかる(◎:3 品目、〇:2 品目、△:1品目、＼:該当製品なし)	消耗品のグリーン購入	◎	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	〇	〇
	国保年金課	①特定健康診査等の受診率向上 (目標:受診率 50%)	生活習慣病に関する広報啓発、図書館フェスタでの受診勧奨、未受診者への受診促進等特定健康診査の受診率向上に取り組み、必要な特定保健健康指導を実施する。	◎	－
			第3期特定健診等実施計画を策定し、生活習慣病に関する広報啓発、未受診者への受診促進等特定健康診査の受診率向上に取り組み、必要な特定保健健康指導を実施する。	－	◎
		②収納率の向上 国民健康保険税 97% 後期高齢者医療保険料 99.9%	収納課と連携し、未納者対策を強化することで被保険者の負担軽減を図るとともに、督促状等の発行部数を減少させることで資源の節約、郵送料の軽減を図る。	〇	〇
農林部	農政課	①荒廃農地をなくし、健全な農地と景観を守る (目標:荒廃農地面積を年間 3ha 減少)	荒廃農地を解消する農業者等に対し、国や市の交付金事業などを積極的に活用し支援する。	〇	◎
		②環境に優しい農業に意欲的に取り組む (目標:エコファーマー認証取得者の数を年間 5 名増加)	「環境に配慮した安全・安心な農業講座」を開設し、エコファーマーの拡充を図る。	◎	◎
			ビニールマルチなどの農業資材のリデュース、リユース、リサイクルについて、研究、啓発、普及を進める。	△	△
		③業務を効率的に行うことにより、節電に取り組む(目標:定時退庁率 70%以上)	水曜日の定時退庁	◎	◎
	耕地林務課	①緑の募金に取組み、公共施設等への植樹の推進を図る。 【目標】区等に苗木 500 本を配布	家庭募金による緑の募金活動への取組み。	－	－
			各区に働きかけを行い、公共施設等への緑化木の植栽を推進。	－	－
		②木質バイオマスの利用を推進するため、ペレットストーブ購入者への購入補助を行う。 【目標】購入補助 25 台	ストーブ本体購入経費について、要綱に規定する範囲内で、個人又は事業者等に補助。	〇	－
		③事務の効率化を図り、水曜日の定時退庁と節電に取り組む。 【目標】定時退庁率 70%以上	水曜日の定時退庁(18 時まで)	－	－
商工観光部	商工労政課	①始業前・昼休み中の消灯を徹底することで電気使用量の削減を図る。 (目標:現状維持)	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		② 商工会等と連携して参加するイベント会場のゴミ箱に、分別推進の看板等を設置する。(「全イベント中、実施率 60%」を目標)	ごみ分別の徹底	○	○
			第 5 回信州安曇野新そばと食の感謝祭 農林業まつり	－	○
		③JR 簡易委託駅利用者用便所の備付けトイレットペーパーをグリーン購入する。 (目標:実施率 100%)	グリーン購入の推進	○	－
		③事務用消耗品をグリーン購入する。(目標:実施率 60%)	グリーン購入の推進	－	○
	観光交流促進課	①市内外で行う各種イベントにおけるゴミ分別収集及び清掃活動 (目標:実施率 100%)	排出物の分別収集の実施	◎	◎
			会場及び周辺清掃活動の実施	◎	◎
		②観光地に設置しているトイレの備え付けトイレットペーパーをグリーン購入する。 (目標:実施率 50%)	グリーン購入	◎	◎
		③市内外で実施する各種イベント・観光PRキャンペーン活動におけるゴミ分別収集の推進	排出物の分別収集の実施	◎	◎
			会場及び周辺清掃活動の実施	◎	◎
都市建設部	監理課	①省エネ	スクリーンセーバーの待ち時間短縮(目標:全員5分設定)	◎	◎
			関係機関へ書類等の提出等は、課内で情報共有し(予定表の確認)、会議等出席者へ預ける。	○	○
		②整理整頓・紙の減量	事務所内の整理整頓に努め、印刷物の誤字脱字に注意を払い、資料の作り方や事務手順を工夫して紙の減量に努める。	○	○
			個人的に必要な資料と共有できる資料を分ける。	○	○
	建設課	①工事書類の簡素化を図る。	市単独発注工事において、安曇野建設事務所で一括承認された材料の承認願いを省略。	◎	◎
	都市計画課	①緑の基本計画策定(目標:CO2 吸収量の増加)	緑の基本計画策定	◎	－
			緑の基本計画策定後、計画に沿った事業の実施をする。		◎
		②市内の公園、緑地を維持管理する中で生じた剪定木をチップ化し、ごみ焼却場での処分量を削減する。(目標:剪定木の集積　その都度、チップ化　年1回)	豊科南部総合公園の1画に市内各公園緑地より集積した剪定木を仮置きし、レンタル会社より借りたチッパーを使いチップ化し、愛犬広場に敷く。	◎	◎
		③都市計画道路常盤町線の歩道整備に合わせ、街路灯を水銀灯から省エネタイプ(LED)に建替える。(目標:31 基)	歩道の再整備に合わせ、既設の街路灯を撤去し省エネタイプ(LED)に建替える。	○	○
	建築住宅課	①緑化推進記念樹等の配布事業を実施し、住宅地の緑化率向上とCO2 吸収量を増加させる。(目標:吸収量 1,300kg-CO2)	住宅の新築購入、誕生、小学校入学、結婚の記念として記念樹の配布を行う。	○	○
		②市営住宅の改修工事で屋根塗装に遮熱塗料を使用することにより、夏期のエアコン使用を抑制し省エネにつなげることで CO2 排出量を削減する。(目標:工事発注8月)	市営住宅三田団地改修工事　2棟		◎
			塗装面積 436 ㎡(2 棟)　ニッペ「サーモアイ si」 エアコン設置状況　4／4 部屋	◎	－
上下水道部	経営管理課	残業時間の削減(目標:20:00 以降の残業なし)	業務担当内の打合せによるスケジュール管理	○	○
			係内での業務内容・進捗状況の情報共有	○	○

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		グリーン購入の推奨（目標：80%）	部内で使用する備消耗品購入時のグリーン購入	◎	◎
		水道料金の口座振替利用の促進(目標：78%)	料金センターとの連携を図り、口座振替への手続きを呼びかける	○	○
	上水道課	①漏水調査と漏水修理の実施により施設の稼働を減らす。 （CO2 の削減）	有収率の低い明科、穂高地域の漏水調査を実施	◎	○
			調査により発見した漏水箇所の修理	○	○
		②省エネルギータイプのポンプの導入（本年度 2 基交換）	更新が必要となったポンプを省エネルギータイプのポンプへと更新を行う	○	◎
	下水道課	① 浄化センターの負荷軽減（使用電気量抑制）のため、流入汚水の水質改善（事業場の立入検査等）	下水道公社と協力し実施	△	○
		② 公共下水道工事におけるアスファルト合材、砕石など再生資材の利用（工事利用率100%を目標）	設計段階から使用を考え、現場に指示	◎	◎
会計課		① 会計課で購入する指定物品（封筒、ファイル、ファイリングシステム用品）の再生紙使用。（目標：指定物品全て）	再生紙使用製品の購入	○	－
		② 会計課窓口来庁者への環境に関する啓発。	カウンターにチラシを掲示	○	○
教育部	学校教育課	①ノーマイカー通勤の実施（目標：指定月に 1 回以上）	ノーマイカー通勤を指定月に 1 回以上実施	△	△
		②会議資料の両面印刷の実施（目標：100%実施）	会議資料は両面印刷とする（特別な事情がある場合を除く）	◎	◎
	学校教育課 給食センター（抜粋）	① 給食センターの電気使用量の削減(前年比 99%)	厨房機器などの効率利用を図り節電に努める	○	○
			施設内の作業環境の適正管理を進め節電に努める。	◎	○
		②グリーン購入の目標値の達成	グリーン購入の該当するものに留意し、対象物品の購入に努める。	○	○
	学校教育課 学校（抜粋）	①緑化活動の推進 （花壇、プランターにチューリップ 約100株）	緑のカーテンの実施・管理	△	－
			学校花壇作り・管理	◎	◎
			来春に向けてのチューリップづくり	－	○
		②ゴミの減量化 （可燃ゴミが、前月を上回らない）	清美委員による児童への呼びかけ	△	－
			清掃係から職員への周知	△	－
			週ごとのゴミの量を職員で共有	－	○
			清美委員による全校への報告	－	△
		③アルミ缶・エコキャップの回収（児童会 回収する小屋をいっぱいにする。）	児童会によるアルミ缶、エコキャップ回収	○	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		④環境関連学習・活動の推進（植栽活動半年で 2 回、授業時数延べ 10 回）	植栽活動 （6学年）	○	○
			授業での環境学習の推進 （道徳・総合など）	○	○
	生涯学習課	①退庁時及び長時間の離席時に機器類の電源をオフにするなど節電への取組	パソコン待機電源の節電（退庁時パソコンの主電源を切る）	◎	◎
			外出時PC画面を閉じる。	○	○
		②コピー用紙の削減	資料印刷の両面印刷・N アップ	○	○
	生涯学習課 堀金総合体育館	①施設予約システムにおける帳票類の両面印刷の実施（通年）	施設予約システムおけるに帳票類の両面印刷	◎	◎
		②事務室、体育施設及び共用部分（廊下、ロビー等）の使用がない時の消灯、冷暖房の停止	使用が無い時のこまめな消灯及び冷暖房の停止	○	○
	生涯学習課 豊科公民館	①事務室及び施設共用部分（廊下、踊り場等）昼食時、会議室の貸館がない時の消灯の消灯	館内表示	○	○
		②長時間の離席時に PC の節電化への取組	長時間離席時に PC を OFF 若しくはスリープ機能にする	○	○
	文化課	①自然環境保護の啓発・推進	希少生物の保護協議、自然観察会	○	◎
			出前講座の実施、文化講演会の開催	○	◎
		② 毎週水曜日の一斉定時退庁 （目標：80 パーセントの達成）	午後 6 時までの退庁	△	△
		③事業等の広報用印刷物には大豆油インクや再生リサイクル紙を利用する（「年2回以上の利用」を目標）	チラシ、ポスター等発行	○	○
	文化課 髙橋節郎記念美術館	①グリーン購入の促進 （目標：購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	○	○
			電球等の LED 化	－	－
		②展覧会等の案内チラシに再生紙を利用する（「年 1 回以上の開催」を目標）	チラシの発行	△	◎
		③展覧会等の案内チラシ、ポスターには大豆油インクや再生リサイクル紙を利用する（「年 1 回以上の開催」を目標）	チラシ、ポスター、展示解説発行	△	◎
	文化課 郷土博物館	①博物館等において環境をテーマにした企画展の実施（「年 1 回以上の開催」等を目標）	レッドデータブック展の開催	◎	◎
		②展覧会等の案内チラシに再生紙を利用する（「年 1 回以上の開催」を目標）	チラシの発行	○	◎
		③展覧会等の案内チラシ、紀要には大豆油インクや再生リサイクル紙を利用する（「年 1 回以上の開催」を目標）	チラシ、紀要の発行	△	－

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		③博物館において、自然環境保全のための調査や教育普及活動を行う。	自然観察会の実施	－	◎
			絶滅危惧種の分布・調査および保全活動	－	◎
	図書館交流課	①退館時にパソコン、プリンターの主電源を切り、待機時消費出力を削減する。	最終退館者が実施	◎	◎
		②図書リユースの実施。（5館分再掲）（月 330 冊以上をリユースする）	寄贈本などのうち蔵書とする本以外を譲与する	◎	◎
		③図書等のリサイクル	リユースされなかった図書等のリサイクル	◎	－
	図書館交流課 図書館（抜粋）	①退館時にパソコン、プリンターの主電源を切り、待機時消費出力を削減する。	最終退館者が実施	◎	◎
		②図書リユースの実施。 （月 50 冊以上をリユースする）	寄贈本などのうち蔵書とする本以外を譲与する	◎	◎
選挙管理委員会事務局　監査委員事務局		①用紙類の使用削減を図る。	会議資料等の両面印刷	◎	◎
			監査報告書作成時のプロジェクター使用	◎	◎
		②グリーン購入の促進（目標：購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	◎	◎
農業委員会事務局		①定例総会の開催時に農業委員へのクールビズ・ウォームビズの呼びかけ （目標：通年実施）	地域委員会、定例総会開催時にクールビズ、ウォームビズの実施	◎	◎
		②紙の減量化に努める （目標：両面、Nアップ、裏面印刷を 60%以上）	議案書等印刷物の両面印刷、Nアップ印刷及び裏面印刷の推進	○	○

②安曇野市環境行動計画に基づく事業の取組結果

取組結果は以下のとおりです。

なお、第１次安曇野市環境基本計画は、平成 29 年度までの計画期間が終了したことから、平成 30 年３月に第２次安曇野市環境基本計画を策定し、４つの望ましい環境像と４つの基本目標を掲げ取り組みを推進します。

環境行動プロジェクト（プログラム化と進行管理）

第二次行動計画 重点プロジェクト	テーマ	プログラム	担当課評価 前期	担当課評価 後期	推進会議による業績評価
①緑化と省エネを主体とした CO_2 削減に取り組む	緑化の促進	①-1 緑を増やして CO_2 を削減しよう	C	－	60/100
	省エネルギーの促進	①-2 CO_2 の排出量を「見える化」し生活スタイルを改善しよう	－	C	60/100
②安曇野にふさわしい生態系を守る	外来種対策	②-1 身近に生息・生育する外来生物を調べよう	－	A	80/100
		②-2 早期外来植物対策で繁殖拡大を防ごう	－	A	80/100
	在来生物の生息環境の保全	②-3 安曇野の自然まるわかり観察会	B	A	80/100
③身近な水辺を育み地域の歴史と文化を大切にする	身近な水辺環境の保全	③-1 安曇野の水辺体験	A	A	60/100
	歴史・文化遺産の保全と継承	③-2 歩いて楽しいまちづくり	A	A	80/100

計画推進プロジェクト（計画に沿った推進と実践）

第二次行動計画 重点プロジェクト	事　業	担当課評価 前期	担当課評価 後期
④森づくりを推進する	④-1　安曇野市里山再生計画推進事業 ④-2　松くい虫被害対策事業 ④-4　ニホンジカ対策	④-1　A・B・A・B・B ④-2　B・A ④-4　B	④-1　A・A・A・A・A ④-2　B・A ④-4
⑤耕作放棄地を減らして安曇野の風景を守る	⑤-1　人・農地プランの実践・見直し ⑤-2　就農支援 ⑤-3　耕作放棄地の解消支援 ⑤-4　中山間地域等直接支払 ⑤-5　多目的機能支払交付金事業	⑤-1　A・A・A ⑤-2　B ⑤-3　A ⑤-4　A ⑤-5　A・A	⑤-1　A・A・A ⑤-2　A ⑤-3　A ⑤-4　A ⑤-5　A・A
⑥地元産農産物の地域内での消費拡大をはかる	⑥-1　直売加工施設運営事業 ⑥-2　地産地消の推進（その 1、その 2）	⑥-1　－ ⑥-2　－	⑥-1　A ⑥-2　A
⑦豊かな地下水を保全する	⑦-1　水資源保全対策事業	⑦-1　A	⑦-1　A
⑧臭気規制を導入する	⑧-1　臭気規制の導入	⑧-1　A	⑧-1　A
⑨ごみを減らそう	⑨-1　ごみ減量化再利用対策事業（家庭系） ⑨-2　ごみ減量化再利用対策事業（事業系）	⑨-1　－ ⑨-2　－	⑨-1　A・D ⑨-2　E
⑩環境マネジメントシステムを導入する	⑩-1　環境マネジメントシステムの構築と運用	⑩-1　－・A	⑩-1　A・A
⑪自然エネルギー導入を進める	⑪-1　住宅用太陽エネルギー導入システムへの補助金交付事業 ⑪-2　小水力発電の調査・検討・活用の取り組み ⑪-4　地中熱の調査・検討・活用の取り組み	⑪-1　B・E ⑪-2　B・B ⑪-4　A	⑪-1　A・E ⑪-2　－・－ ⑪-4　－

※詳細な取組項目とその評価は安曇野市 HP 内 年次報告書（https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/16/10191.html）をご覧ください。

６　次年度の目標

本市のエコアクション 21 の取り組みは「地球温暖化の推進に関する法律」により、策定が義務付けられている「第２次安曇野市地球温暖化防止実行計画（以下、本計画)」の推進体制として導入しました。本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として、毎年度、前年度比 1.0%以上としています。このため、次年度以降のエコアクション 21 の取り組みにあったては本計画の削減目標とします。また、対象の施設数が 58 施設と大幅に増加するため、施設を地方自治法に基づく行政財産の区分に準じ「本庁舎」「公用」「公共用」として分類し、取りまとめて目標を設定します。

なお、購入電力の排出係数は使用量の経年比較を行うため、取組開始時と同様 0.513 を用いて算出しております。

【対象施設全体】

項目	【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【中・長期目標】 平成 32 年度
(1)温室効果ガス排出量(kg-CO2)	7,060,493	6,989,888	6,850,789
(2)グリーン購入	消耗品費予算額の 10%	消耗品費予算額の 11%	消耗品費予算額の 13%

【本庁舎】

削減項目		【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【中・長期目標】 平成 32 年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2)		1,150,196	1,138,694	1,116,034
削減目安	①電気使用量（kwh)	1,368,690	1,355,003	1,328,039
	②A 重油使用量（ℓ）※1	0	0	0
	③灯油使用量（ℓ)	69,943	69,244	67,866
	④ガソリン使用量（ℓ)	77,395.35	76,621.40	75,096.63
	⑤軽油使用量（ℓ)	35,848.76	35,490.27	34,784.02
(2)	水資源（総排水量）（㎥）	4,975	4,925	4,827
(3)	廃棄物排出量（t)	7.46	7.39	7.24
(4)	コピー用紙使用枚数（枚)	7,880,000	7,801,000	7,645,000

※1　本庁舎における災害時における発電に使用

【公用施設】（支所、健康支援センター）

削減項目			【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【中・長期目標】 平成 32 年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）			769,135	761,444	746,290
	削減目安	①電気使用量（kwh）	1,436,012	1,421,652	1,393,361
		②灯油使用量（ℓ）	3,830	3,791	3,716
		③ＬＰＧ（㎥）	92.20	91.28	89.46
		④ガソリン使用量（ℓ）	9,425.37	9,331.12	9,145.43
		⑤軽油使用量（ℓ）	175.40	173.65	170.19
(2)		水資源（総排水量）（㎥）	3,491	3,456	3,387
(3)		廃棄物排出量（t）	5.72	5.66	5.55
(4)		コピー用紙使用枚数（枚）	953,291	943,000	924,000

【公共用施設】（認定こども園、幼稚園、小・中学校、給食センター、生涯学習施設）

削減項目			【基準年度】 平成 29 年度	【単年度目標】 平成 30 年度	【中・長期目標】 平成 32 年度
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）			5,141,162	5,089,750	4,988,464
	削減目安	①電気使用量（kwh）	7,054,128	6,983,587	6,844,613
		②灯油使用量（ℓ）	406,789	402,721	394,707
		③ＬＰＧ（㎡）	75,670.19	74,913.49	73,422.71
		④ガソリン使用量（ℓ）	8,219.01	8,136.82	7,974.90
		⑤軽油使用量（ℓ）	7,394.19	7,320.25	7,174.58
(2)		水資源（総排水量）（㎥）	191,401	189,487	185,716
(3)		廃棄物排出量（t）	227.29	225.02	220.54
(4)		コピー用紙使用枚数（枚）	9,540,921	9,445,000	9,351,000

７　環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

７－１環境関連法規用の遵守状況の確認及び評価の結果

環境への取り組みとして確認している事項は以下のとおりです。なお、取組施設における法令違反や事故、異常事態の発生等は報告されていません。

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） （昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号） 最終改正：平成 29 年 6 月 16 日法律第 61 号	法 12 条 2 項	・産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透しないようにする ・騒音・振動又は悪臭等の防止 ・保管施設による保管・保管・詰め替え場所の囲い ・掲示版・掲示版（60cm×60cm）→（種類・管理者・連絡先等）	産業廃棄物排出施設所管課	現地
	法 12 条 令 6 条の 2	・許可を受けたもの ・もっぱら再生利用業者（廃品回収業） ・再生指定制度指定業者など ・収集運搬 ・処分業（それぞれに契約）		委託契約書
	法 12 条の 3	・マニフェスト発行・返送遅延時の届出、回収、照合（発行後 B2、D 票 90 日、E 票 180 日以内） ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）は 5 年間保管する。		マニフェスト
	法 12 条の 3 第 7 項	・処理廃棄物の報告（前年度分の報告を次年度の 6 月 30 日までに報告）		報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
使用済自動車の再資源化等に関する法律 （平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号） 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号	法 5 条	・自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める。 ・自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない	財産管理課	カタログ
	法 73 条	・当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない		領収書
大気汚染防止法 （昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号） 最終改正：平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号	法 6 条	・ばい煙発生施設、VOC 排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設の設置及び変更は都道府県知事に届出が必要。実施は 60 後、変更（代表者・事業所の名称等）は 30 日以内。ばい煙発生施設ボイラ→ボイラ伝熱面積 10 ㎡以上・燃焼能力重油換算 50L/h 以上		届出書
	法 16 条	・ばい煙等の測定義務・測定結果は 3 年間保管（ばいじん・窒素酸化物等）		契約書
	法 17 条	・ばい煙発生施設又は特定施設に事故が発生し、特定物質又はばい煙が大気中に多量に排出した場合は、応急処置を講じ、速やかに復旧するように努める事、直ちに知事に連絡する事。		―
下水道法 （昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） 最終改正：平成 27 年 5 月 20 日法律第 22 号	法 11 条の 2 項	・公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。 ・水質汚濁防止法等の特定施設の設置者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。	施設所管課	下水道使用届

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
消防法 （昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号） 最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号	法 9 条の 4 松本広域連合火災予防条例	・指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を、貯蔵し、取り扱おうとする者は、あらかじめ、消防署長に届け出なければならない。	施設所管課	少量危険物届出書
	法 10 条	・指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならない。 ・指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。		地下貯蔵所
	法 11 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、製造所、貯場所又は取扱所の区分に応じ、市町村長の許可を受ける事。 ・製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造を変更しようとする時も同様。許可を受けたものは、使用にあたって完成検査を受ける事。		設置届
	法 12 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置（空地）構造、及び設備が政令で定める技術上の基準に従い維持する事。		定期検査
	法 13 条	・製造所、貯蔵所又は取扱所においては、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ取扱が出来ない。		責任者指定届
	法 14 条の 3 の 2	・政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。		点検記録
	法 16 条の 3	・製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の流出その他の事故が発生した場合は、直ちに流出、拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止の処置を講じ、直ちに消防署、市町村の指定した場所、警察署、等に連絡する事。		―

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号） 最終改正：平成 28 年 5 月 27 日法律第 50 号	法５条	事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。	全課	各課取組 PDCA シート
	法 20 条の２	市は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。	環境課	市地球温暖化対策実行計画（H24.3 策定）
	法 20 条の３	市は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する		市地球温暖化防止実行計画（H28.9 策定）
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） （昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号） 最終改正：平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号	法４条	・エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意し、エネルギーの使用の合理化に努める事。	全課	―
	法７条 法７条の４	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上はエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任 ・年度の使用量が原油換算 3000KL 以上→第一種指定事業者	環境課 学校教育課	報告書
	法 14 条	・特定事業者は、その達成のための中長期的な計画を作成し、大臣に提出しなければならない		
	法 15 条	・特定事業者は、毎年度工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況を大臣に報告しなければならない。		
	法 17 条	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上	学校教育課	

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） （平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号） 最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号	法 6 条	・発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。	担当課	仕様書等
	法 8 条	・道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。		
	法 9 条	・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、受注者）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、分別解体等をしなければならない。		
	法 16 条	・建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。		
	法 18 条	・対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない		
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号） 最終改正：平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号		・環境配慮等の状況を公表する。	環境課	環境レポート
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 （平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号） 最終改正：平成 23 年 6 月 15 日法律第 67 号	法 6 条	・地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。		年次報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」 （平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号） 最終改正：平成 25 年 6 月 12 日法律第 39 号	法 16 条	①適切な場所への設置 （損傷をもたらす著しい振動が無い。点検修理に支障が無い。） ②機械の点検 （簡易点検…3 か月に 1 回。定期点検　定格出力 7.5KW 以上　3 年に 1 回。） ③漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ④点検整備の記録保存	担当課	点検記録
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （平成 24 年 8 月 10 日法律第 57 号）	第 7 条	使用済小型家電は各施設所定の場所に排出し、認定業者を通じて資源化する。		現地
特定家庭用機器再商品化法 （平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号） 最終改正：平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号	第 6 条	家電リサイクル法の対象 4 品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機））を廃棄するときは、排出者がリサイクル料金を納入し、市許可業者に引き渡して処理する。		
毒物及び劇物取締法 （平成 25 年 12 月 28 日法律第 303 号） 最終改正：平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号	第 12 条	毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。	小中学校	

７－２　違反、訴訟等の有無

環境関連法規に対する違反は過去１年間ありませんでした。環境関連法規に関する訴訟の有無については以下の３件です。

番号	年度	環境関連法規名	内容	状況
1	平成 21 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第 7 条第 5 項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
2	平成 25 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第 7 条第 5 項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
2	平成 29 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第 7 条第 5 項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中

■教育訓練の実施状況

エコアクション 21 の取組に対する職員の理解を深めるとともに、環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、以下のとおり研修会を開催しました。

「エコアクション 21」職員研修会		
日　時	平成 29 年 7 月 3 日、4 日 10：00～11：30　ほか計 4 回	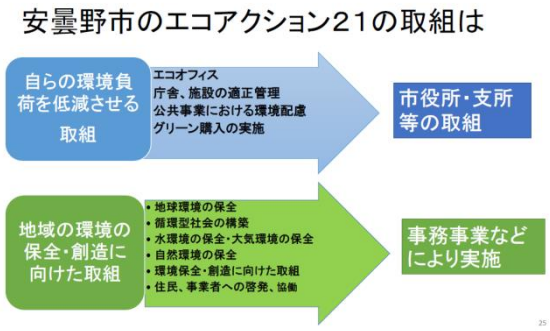
場　所	本庁舎 4 階　大会議室	
参加者	計 294 人	
概　要	・温暖化対策の必要性、パリ協定について ・「エコアクション 21」全般について ・安曇野市における具体的な取組について	

「エコアクション 21」内部監査員研修会		
日　時	平成 29 年 10 月 17 日 13：30～16：30	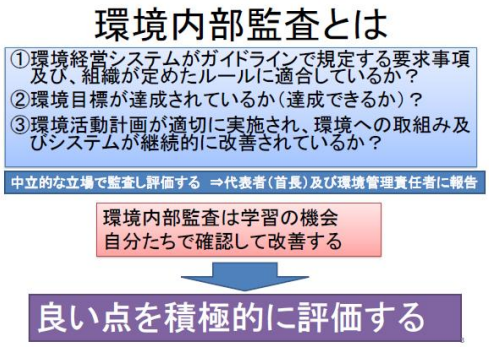
場　所	本庁舎 4 階　401 会議室	
参加者	内部監査員 12 人	
概　要	・内部監査に関する説明 ・環境内部監査（現地）のポイント	

■内部監査の実施状況

エコアクション 21 の要求事項に適合しているか、適切に実施・継続されているかを確認するため、以下のとおり内部監査を実施しました。実施結果は庁内掲示板にて情報共有しました。

内部監査		
日　時	平成 29 年 11 月 17 日 9：00～10：15　ほか計 3 回	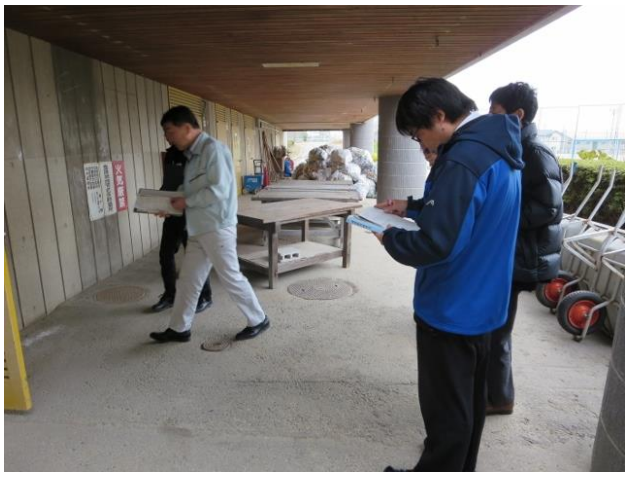
場　所	明科中学校、穂高健康支援センター、北部学校給食センター、穂高交流学習センター「みらい」	
概　要	・要求事項の適合状況の確認 ・取組目標の内容とその実績確認 ・対象施設における現地確認　等	
監　査 対　象	・明科中学校　・健康推進課 ・学校教育課　・図書館交流課	
指　摘 事　項	・各課取組 PDCA シートにおける目標設定は施設の特徴を踏まえた設定が必要　など	

８　全体評価と見直しの結果

平成 27 年 11 月に「キックオフ宣言」をし、取り組んでまいりましたエコアクション 21 について、平成 29 年の本庁舎に続き平成 30 年には３支所、認定こども園及び幼稚園の合計 23 施設が認証・登録となりました。また、平成 29 年度から小学校及び中学校などにおいても取り組みを広げ認証・登録を目指しています。

平成 29 年度は、市の最上位計画である「第２次安曇野市総合計画」を始め、「第２次安曇野市環境基本計画」を策定しました。その目標である「自然環境を大切にするまち」を実現するには、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減など、率先して環境に配慮した取り組みを推進することが重要です。

取り組んだ事例のうち、各課における取組目標については、市環境基本計画の事業内容を踏まえ、自らの業務における特性から環境への貢献となるより効果的な目標になるようさらに検討に努めてください。

環境目標のうち電気使用量、灯油使用量及び廃棄物排出量に課題が見えてきました。蓄積したデータは、取り組みを推進する上で重要な指標となります。職員に周知し、この地域の一事業者であることの自覚を持ちながらエコアクション 21 の取り組みを推進してください。

安曇野市長　　宮澤　宗弘